

板橋区衛生検査所精度管理専門委員設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

(令和3年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、衛生検査所における検体検査の精度管理向上を図るための衛生検査所精度管理専門委員（以下「専門委員」という。）の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 専門委員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(身分)

第2条 専門委員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(職務)

第3条 専門委員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 区が実施する衛生検査所に対する監視指導に同行し、精度管理面等の指導に際して、区に対して助言を行うこと。
- (2) 区が衛生検査所に対して文書等で指導を行う際に助言すること。
- (3) 前2号に付随する事項

(定数)

第4条 専門委員の定数は、6人とする。

(選考)

第5条 専門委員の選考は、精度管理に関し学識経験を有する者の中から、原則として東京都が策定する監視計画及び区内衛生検査所の実態等を勘案して行う。

(任用)

第6条 専門委員は、前条の選考により区長が任用する。

- 2 任用期間及び年齢制限については、非常勤職員任用基準（昭和54年7月16日区長決定）による。
- 3 専門委員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 4 専門委員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。
- 5 専門委員に欠員が出た場合は東京都と協議した上で、適宜、専門委員を選考し、任用する。

(欠格事項)

第7条 次の事項の一つに該当する者は、専門委員となることができない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 板橋区において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(勤務時間等)

第8条 専門委員の勤務時間等は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 勤務日数は、年3日以内とする。
 - (2) 勤務時間は、1日につき7時間45分とする。
 - (3) 専門委員の休憩時間は1時間とし、勤務時間の途中に置くものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、専門委員の勤務時間等に関するものは、衛生検査所に対する監視指導の状況に応じて定めることとする。

(勤務場所)

第9条 専門委員の勤務場所は、原則として東京都が策定する監視指導計画により定める。

(報酬及び費用弁償)

第10条 専門委員の報酬及び費用弁償は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年板橋区条例第25号）及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和54年板橋区規則第7号）の定めるところによる。

(遵守事項)

第 11 条 専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知りえた秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。ただし、東京都が設置する衛生検査所精度管理専門委員会及びその付属委員会での発言等は除く。
- (2) 板橋区の非常勤職員として、板橋区の信用を傷つけ、又は板橋区の不名誉となる行為をしないこと。

(解職)

第 12 条 専門委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 前条の事項に違反したとき。
- (2) 勤務実績がよいとき。
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。
- (4) その他、区長が必要と認めたとき。

(退職)

第 13 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て、承認された日

(公務災害補償等)

第 14 条 専門委員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、生活衛生課長が別に定める。

付 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

発 令 通 知 書

(氏名)	
(所属)	
健康生きがい部（保健所）生活衛生課	
(発令内容)	
職 名	板橋区衛生検査所精度管理専門委員
職務内容	衛生検査所に係る精度管理面等の指導に際しての 区に対する助言等
任用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
勤務場所	板橋区が指定する衛生検査所他
報 酬	21,200円
令和 年 月 日	
発令権者 板橋区長	

労働条件通知書

令和 年 月 日	
様 事業場名称・所在地 板橋区役所健康生きがい部（保健所）生活衛生課 使用者職氏名 東京都板橋区大山東町32番15号 板橋区長	
契約期間	期間の定め有り（令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）
就業の場所	板橋区保健所生活衛生課
従事すべき業務の内容	衛生検査所における精度管理面の指導等業務
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5)のうち該当するもの一つに○をつけること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（8時45分） 終業（17時30分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 始業（ ）時（ ）分 終業（ ）時（ ）分 （適用日 ） 始業（ ）時（ ）分 終業（ ）時（ ）分 （適用日 ） 始業（ ）時（ ）分 終業（ ）時（ ）分 （適用日 ） (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレキシブルタイム（始業） 時 分から 時 分、（終業） 時 分から 時 分、コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ ）時（ ）分 終業（ ）時（ ）分 (5) 裁量労働制；始業（ ）時（ ）分 終業（ ）時（ ）分を基本とし、労働者の決定に委ねる。 2 休憩時間（60分） ○詳細は板橋区衛生検査所精度管理非常勤専門委員設置要綱第7条 3 所定時間外労働の有無（有・ 無 ）
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週 月当たり 日、その他（課長が定める勤務日以外の日） ・1年単位の変形労働時間制の場合1年間 日
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 → 非該当 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・ 無 ） → か月経過で 日 2 その他の休暇 有給（ 無 ） 無給（ 無 ）
賃金	1 基本賃金・イ 月給（ ）円、 ロ 日給（ ）円、 ハ 時間給（ ）円 ニ 出来高給（基本単価 ）円、保障給（ ）円 ホ その他（ ）円 ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ（ ）円／：計算方法：（ ） ロ（ ）円／：計算方法：（ ） ハ（ ）円／：計算方法：（ ） ニ（ ）円／：計算方法：（ ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超（ ）％、所定超（ ）％、法定内（ ）％ ロ 休日 法定休日（ ）％、法定外休日（ ）％、 ハ 深夜（ ）％ 4 賃金締切日－毎月 日 5 賃金支払日－毎月 日
退職に関する事項	1 定年制（有・ 無 ） ※ただし、非常勤任用基準による 2 自己都合退職の手続（退職する 日以上前に届け出ること） 3 解職の事由及び手続 〔板橋区衛生検査所精度管理非常勤専門委員設置要綱第10条による〕
その他	・社会保険の加入状況 ・雇用保険の適用（有・ 無 ） ・その他（ ）